９ 教育的配慮が必要な場合

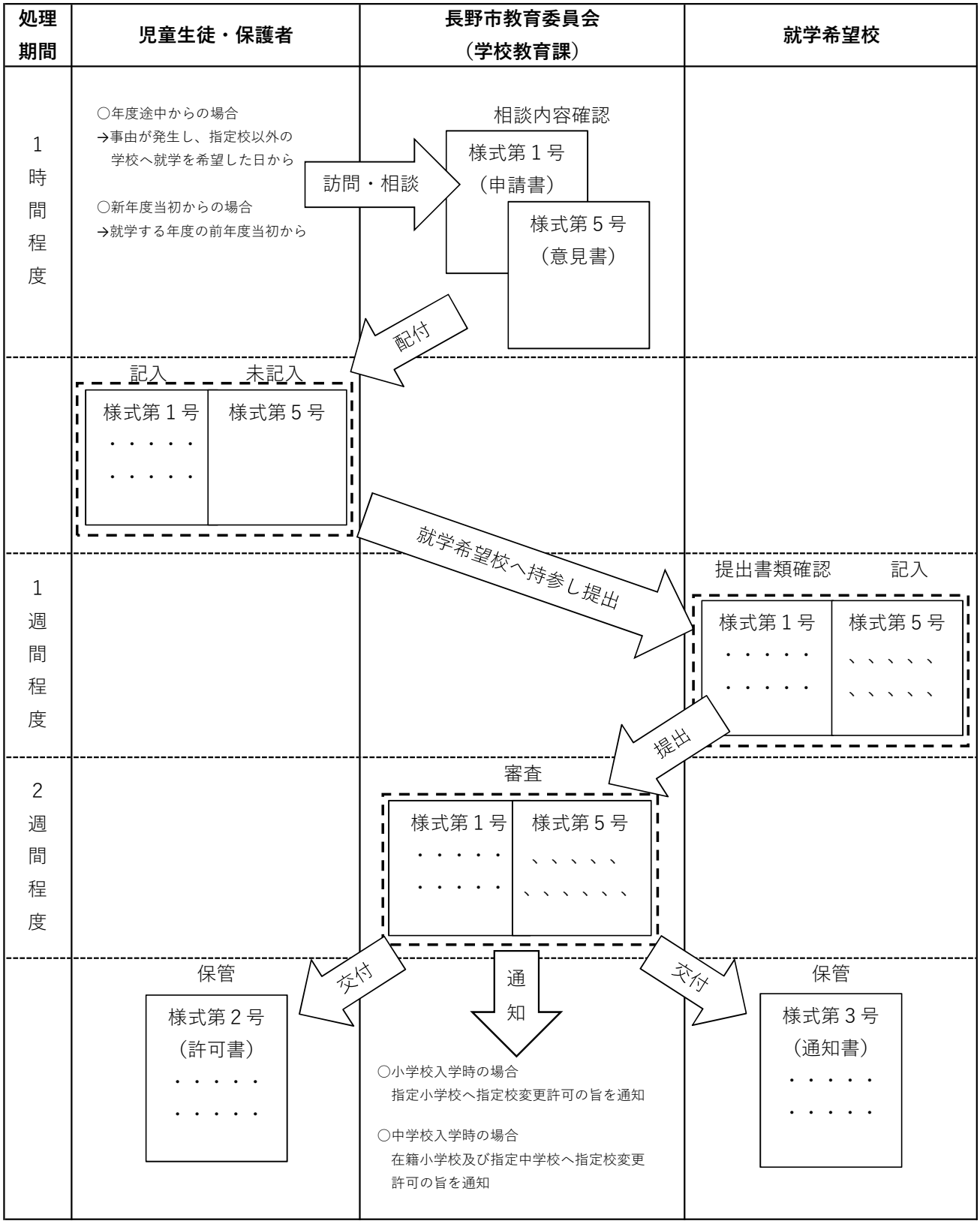

●中学校入学時の指定校変更は、就学希望校の学校長の意見書の外に、在籍（卒業予定）小学校の学校長の意見書（様式第５号）も必要となります。

●家庭の特殊事情や児童生徒の個別状況に配慮が必要な場合の指定校変更は、就学希望校の学校長の意見書の外に、事情や状況を把握している学校長の意見書（様式第５号）も必要となります。

⇒上記の場合は、事前に用意した上で様式第１号と合わせて就学希望校へ持参・提出してください。

※様式第１号を就学希望校へご提出いただいてから３週間程度を要することがあります。